

社会福祉法人白寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 継続かつ定期的に週3日以上就業する役員等（以下「常勤役員等」という）については、報酬及び退職金を支給する。
- (2) 前項に定める以外の役員（以下「非常勤役員等」という）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職金については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第23条の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員等が会議に出席又は職務のため出張したときは、別表第4に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が会議に出席又は職務のため出張をしたときは、別表第4に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与が本規程に基づく役員報酬に満たない場合のみ差額を支給するものとする。

る。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、法人職員給与規程に定める方法で支給する。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第8条 理事会または評議員会等への出席、法人業務の執行に際して支出した通信運搬費、雑費等の諸経費は、領収書等をもって実費を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

この規程は、平成29年度定時評議員会の終結時より施行する。

別表1 (役員等報酬表)

| 号俸 | 支給月額 |
|------|------------|
| 1号俸 | 500,000円 |
| 2号俸 | 550,000円 |
| 3号俸 | 600,000円 |
| 4号俸 | 650,000円 |
| 5号俸 | 700,000円 |
| 6号俸 | 750,000円 |
| 7号俸 | 800,000円 |
| 8号俸 | 850,000円 |
| 9号俸 | 900,000円 |
| 10号俸 | 950,000円 |
| 11号俸 | 1,000,000円 |

※各理事の報酬は、各理事の従事状況を勘案し、評議員会の決定する上限額の範囲内で理事長が決定する。

別表2 (常勤役員等の退職金算定式)

| |
|-------------|
| 報酬月額 × 在任年数 |
|-------------|

※上記在任年数は1ヶ月単位とし、端数は月割りとする。1ヶ月未満は1ヶ月に繰り上げる。ただし、在任期間が3年に満たないときは支給しない。

※別途、法人職員として退職金の支給を受ける場合は、法人職員としての期間については併給しない。

別表3 (非常勤役員等の報酬日額)

(1) 評議員

| | |
|-------------|---------|
| 評議員会等会議への出席 | 10,000円 |
|-------------|---------|

(2) 理事

| | |
|------------|--------------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000円 |
| その他法人業務の執行 | 理事 15,000円 |
| | 常務理事 40,000円 |
| | 理事長 50,000円 |

(3) 監事

| | |
|--------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000円 |
| 監事監査等法人業務の執行 | 15,000円 |

別表4 (旅費)

| | |
|------|---------------------------------|
| 交通費 | 最も経済的な経路及び方法で移動するのに要した実費 |
| 宿泊料 | 宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料に要した実費 |
| 宿泊日当 | 宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円 |